

# 児童養護施設におけるアフターケアの現状と課題

## — A 児童養護施設の児童家庭支援センターの取り組みを通して —

### Current Status and Issues of After Care in Children's Nursing Home

#### — Through the Activities of the Child and Family Support Center

#### in A Children's Nursing Home —

宮 崎 正 宇

#### 要旨

本論文では、児童養護施設における高年齢児童に対する自立支援を長期的な視点で考えていくために、アフターケアの現状と課題について KJ 法を用いて検討した。児童養護施設におけるアフターケアは、リービングケアで積み残された課題によって、退所後の生活が大きく崩れないように手立てを講ずる必要がある。本論文では、A 児童養護施設の児童家庭支援センターの取り組みを例に、リービングケアの段階から職員が積極的に関与することがアフターケアや自立支援に重要であることを示した。しかしながら、児童家庭支援センターの設置数は、全国的にはまだ少ない現状であるため、より積極的な拡充（社会的養護施設への必置）等が望まれている。児童養護施設の今後の課題としては、インケアの段階から、自立支援計画そのものにアフターケアを位置づけていくこと、地域の関係機関とのネットワーク形成による支援の必要性等を 4 点にわたり指摘した。

キーワード：児童養護施設、リービングケア、アフターケア、自立支援計画、児童家庭支援センター

#### 1. はじめに

児童養護施設は、2020（令和 2）年 3 月 31 日現在、全国に 612 箇所設置され、24,539 人（定員 31,494 人）の児童の養育を担っている「社会的養護施設」の一つである。その設置目的は、児童福祉法第 41 条で、「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下、この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自

立のための援助を行うことを目的とする施設」であると規定されている。

厚生労働省が公表した「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成 30 年 2 月 1 日現在）」によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所する児童のうち、約 65 %は虐待を受けているといった現状が示されており、複雑かつ多様化している課題のある児童に対する自立支援の困難性が増している。

また、近年、児童養護施設では、表 1 のように、相対的に高年齢児童の入所割合が増加しており、「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成 30 年 2 月 1 日現在）」によると、平均在所期間も 5.2 年（前回調査時〈平成 25 年 2 月 1 日現在〉は 4.9 年）と長期化していることから、高年齢児童に対する自立支援が大きな課題になっている。

表 1 児童養護施設における入所時の年齢別割合

	6歳未満	6歳～12歳未満	12歳～15歳未満	15歳～18歳未満	18歳以上
2019年	50.2%	32.6%	11.4%	4.3%	0.1%
2013年	52.9%	33.1%	10.7%	3.2%	0.0%
2008年	53.8%	34.0%	9.7%	2.2%	0.0%

出所) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成 30 年 2 月 1 日現在）」及び厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成 25 年 2 月 1 日現在）」、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成 20 年 2 月 1 日現在）」をもとに筆者が作成

児童養護施設における実践の流れは、アドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている（図 1）。アドミッションケアは施設入所前から施設入所時のケア、インケアは施設入所中のケア、リービングケアは施設退所前から施設退所時のケア、アフターケアは施設退所後のケアをそれぞれ意味しており、在園生が社会的自立に向けて円滑に移行できることが重要である。ところが従来、児童養護施設では、児童福祉法上、原則として満 18 歳で措置解除となるため、一般的には入所中の児童に対して、いかに「自立支援」を行うかが施設職員には問われることが多かった。

しかし、Goodman（2006：243）が、「児童養護施設における働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所に子ども達がどうなるかということであろう」と述べているように、入所中の児童に対する自立支援は、退所後の生活（入所中の生活よりも退所後の生活の方がはるかに長いのであるが）に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、児童養護施設の役割は、原則満 18 歳までという限られた期間内で自己完結した支援を行うのではなく、「自立支援計画」や「ネットワーク」を活用しながら長期的な「自立支援」を展開する過程であると捉えることが重要なのである。<sup>1)</sup>

そこで、本論文では、児童養護施設における高年齢児童に対する自立支援を長期的な視点で考えていくために、アフターケアの現状に焦点をあてて検討し、今後の課題について考察を加える。

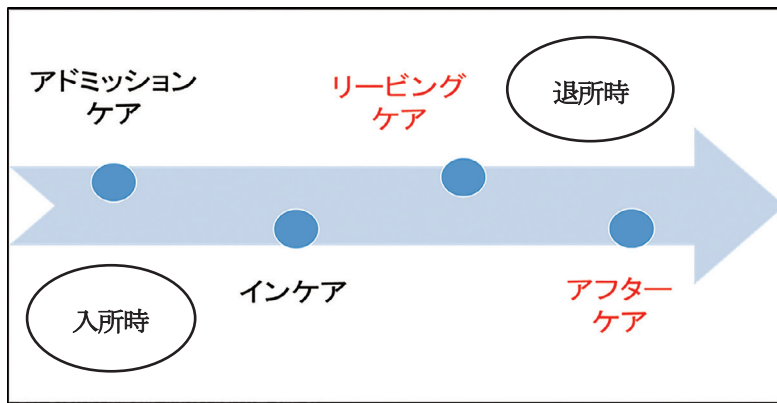


図1 児童養護施設における実践の流れ（筆者作成）

## 2. アフターケアの現状

### (1) 児童養護施設におけるアフターケア

児童養護施設におけるアフターケアは、2004（平成16）年の児童福祉法改正によって、「退所した者に対する相談その他自立のための援助を行う」と制度上義務づけられている。多くの施設が、退園生に対して、電話や家庭訪問等のアフターケアを行っているものの、とりわけインケアと比較すると、具体的な実践内容、方法、期間、実施者等が明確に整理されている状況ではない。児童養護施設におけるアフターケアは、それぞれの施設の自助努力と創意工夫に負う側面が多く、年々増える退園生に対する条件整備が必ずしもできていないのが現状である。

一方、措置解除後の退園生の生活課題も切実である。退園生は、退所後すぐに社会的自立が求められることから、経済的、精神的、社会的な側面から、「孤立」し、離職や精神疾患、多重債務問題等の不安定で困難な状況に追い込まれるリスクが高まってしまう。厚生労働省が初めて全国調査を行った結果を見ると、退所後に施設等や公的な相談機関から「サポートは受けていない」のは5人に1人に上ることが明らかになっている（三井UFJリサーチ&コンサルティング2021）。武藤（2012：11）も、「18歳まで施設で生活し社会的自立をしていった児童についても途中で家庭に戻った児童についても、経済的にも、社会的にも、精神的にも困難を抱える児童が多く、退所後の支援を十分に行う必要はある」と述べている。児童養護施設におけるアフターケアが求められているのだが、施設の中には、退所後に退園生と音信不通になるケースも多い。永野・有村（2014）らの社会的養護措置解除後の生活実態調査では、退所後3年間のうちに、すでに約3割の退園生と連絡がとれない状態であることが明らかになっている。

退所者が施設と連絡がとれなくなる理由について、永野（2017：88）は、①退所者本人が連絡を絶つ、②施設と退所者との関係性、③施設側の体制の課題の3つに集約している。また、いわゆる「退所後の失敗」として、担当職員が在園時に精一杯関わったとしても退所後の生活で崩れることもあること

から、児童養護施設では「生活能力」の育成に大きな課題がまだ残されているのである。長い生涯で当然のことであるが、児童養護施設だけがアフターケアを担うのは限界があるため、様々な社会資源<sup>2)</sup>を活用しながら、アフターケアの実施体制を整えていく必要が示唆されている。

## (2) 児童家庭支援センターの役割と機能

児童家庭支援センターは、1997（平成9）年の児童福祉法改正で制度化され、2020（令和2）年6月1日現在、全国に140箇所設置されている。多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設の地域支援機能を担っているが、2008（平成20）年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となっている。

その設置目的は、児童福祉法第44条の2で、「児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設」と規定されている。

児童家庭支援センターは、創設時から、増加する児童虐待問題に対応するため、主に児童相談所の業務を補完する役割が期待されていたが、近年、里親やファミリーホームの支援等、様々な取り組みを行うことで事業の広がりを見せている。児童家庭支援センターが実施すべき事業内容は、「児童家庭支援センター設置運営要綱」において以下の5点に定められている。

- ①地域・家庭からの相談に応ずる事業
- ②市町村の求めに応ずる事業
- ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- ④里親等への支援
- ⑤関係機関等との連携・連絡調整

この中で特に注目したいのは、「③都道府県又は児童相談所からの受託による指導」であり、具体的には、「児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う」（下線、筆者）と定められている。つまり、児童家庭支援センターの事業内容において、児童養護施設等の退園生に対するアフターケアが明確に位置づけられており、リービングケアからの継続的な支援の必要性がある。

橋本（2017：90）は、児童家庭支援センターが積極的に連動を行うべき事業として「退所児童等アフターケア事業」<sup>3)</sup>を取り上げており、「各々の事業スタッフ個人による相互乗入れ的な連携・協働作業は勿論のこと、学習や交流、啓発イベントの共同開催等といった組織的な業務提携によって、（児

童家庭支援センター事業との間で) 大いに相乗効果が期待される」と述べている。またその役割は、本論文では紙数の関係で取り上げなかったが、近年その存在がよく知られるようになってきた児童福祉法第6条の3の児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)との活動内容とも共通する部分があり、家庭復帰できず、児童養護施設から直接社会に巣立つ児童が増加してきた近年の状況もあり、今日的には一層その重要性を増している。

今後、児童家庭支援センターと諸種の退所児童等アフターケア事業が連動し、その取り組みが全国的に広がることで、アフターケアのさらなる充実が期待される。

### 3. A 児童養護施設(以下、A 施設)の KJ 法によるアフターケアの調査結果

ここでは、2017(平成29)年に、筆者が博士論文で調査した12の施設のうち、A 施設を具体的に取り上げ検討する。A 施設は、四国地方にある小舎制の施設である。敷地内に本園(管理棟)と1棟2グループを2棟設置している。1グループを11人定員とすることで、小規模グループでケアができるように取り組んでいる。

また、同一敷地内の児童家庭支援センター B で退所児童等アフターケア事業を行っている。A 施設を取り上げた理由は、敷地内に児童家庭支援センター B を併設し、国が推進している「家庭的養育推進計画」における小規模化や地域分散化、多機能化等において、全国的にも先駆的な実践を行っていると思われる施設<sup>4)</sup>だからである。2017(平成29)年5月に A 施設の社会福祉士資格を所持した主任児童指導員(勤続年数16年)に筆者がインタビュー調査を行った。

なお、本調査における倫理的配慮に関しては、2017(平成29)年4月に高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会の承認を得て、実施した。

データの分析手法としては、実践で生じている状況把握から分析可能な KJ 法を採用した。周知のように、KJ 法は文化人類学者の川喜田二郎がデータをまとめるためにデータをカードに記述し、カードを意味ある小グループごとにまとめて図解化し論文等にまとめていく手法である(川喜田 1986)。KJ 法の分析の枠組みにそって、逐語録からラベルを作成した後、小グループ(まとまったラベル)と残ったラベルとでグループ編成を行いながら大グループを作った(表1および表2)。

表1 グループ編成

ラベル数	1 段目	2 段目	3 段目	4 段目	5 段目	6 段目
83	61	41	24	16	10	6

表2 ラベル一覧

元ラベル (83 ラベル)	
1.	担当職員 (以下、職員) は、リービングケアとして、高校生にアルバイトを勧めている。
2.	職員は、給料も貰えて、社会とのつながりを深めてもらうためにアルバイトを勧めている。
3.	職員は、アルバイトに向けてなかなか動き出せない高校生をアルバイト先に連れて行っている。
4.	職員は、高校生に合っているアルバイト先を提案し一緒に探す作業を行っている。
5.	職員は、アルバイト先で高校生が抱く疑問をそのままにしないようにしている。
6.	職員は、アルバイト前後の高校生の様子や表情を必ず確認している。
7.	職員は、高校生からアルバイト中の様子をなるべく聞くように心がけている。
8.	アルバイトをしている高校生は、本人の願望と現実の働き方との間にギャップを感じている。
9.	職員は、アルバイトをしている高校生の働き方を導くような話をしている。
10.	職員は、アルバイト中の高校生の話をなるべく否定せずに受け止めている。
11.	職員がアルバイトについて高校生に話すのと聞くとの比重として、9割以上は聞くように心がけている。
12.	職員は、高校生に対し、アルバイトのことについて話すよりも聞くことを姿勢として心がけている。
13.	職員は、高校生のアルバイト中の様子を職員の知り合いから聞くこともある。
14.	リービングケアの失敗例は、高校生の言うことだけを信じていたことである。
15.	職員は、リービングケアの失敗例を次の成功例につなげるように努力している。
16.	退園する上では、職員も自身の親にしてもらったことを在園生にもしてあげたい。
17.	リービングケアでは、職員が在園生に一品だけでも料理を教えている。
18.	職員は、料理にしても話し合いにしてもあまり押しつけないように配慮している。
19.	職員は、途中入所の在園生 (中学3年生や高校生) に対し関係を取りつつ、進路に目を向けられるような言葉をかけている。
20.	職員は、高校生と一緒にアルバイト探しに行こうとしても、その高校生の気持ちが萎えてしまうことも結構ある。
21.	職員は、アルバイト探しに高校生と一緒にハローワークを活用するが、職員の知り合いがいる所を勧めることもある。
22.	職員は、アルバイト先や履歴書の志望動機をまずは高校生に考えてもらっている。
23.	職員は、アルバイト探しや進学、就職について、児童家庭支援センター「B」の相談員 (以下、「B」相談員) に相談もしている。
24.	職員は、アルバイトや進路について、自立支援計画の項目の中に記載している。
25.	職員は、アフターケアの実践として、20歳までの誕生日に必ず手紙つきのプレゼントを送っている。
26.	職員は、退園生が帰ってきた時に泊まる家がないため、自宅に泊めてあげることもある。
27.	職員は、在園生が県外に出る時に、引っ越しを一緒に行っている。
28.	職員は、アフターケアとして、メールや電話で退園生と連絡を取り合っている。
29.	職員同士が夫婦でアフターケアを行う場合は、妻がメインで退園生と連絡を取り合っている。
30.	アフターケアの失敗例としては、職員が、退園生と連絡を取り合っていたが、仕事をだいぶ前に辞めていたことが分かった。
31.	職員は、アフターケアにおいて、退園生との物理的な距離があると状況を把握しにくい。
32.	職員は、退園生が帰ってきたら、関係職員も招いての夕食や自宅で食事を振舞っている。

33. アフターケアの失敗例としては、職員が連絡を取り合っていない退園生がいた。
34. アフターケアの失敗例としては、職員が退園生の状況を把握しにくくなっていた。
35. アフターケアを担当する職員は、事前に決めておいた方がよいのかもしれない。
36. 職員が状況を把握していない退園生には、アフターケアが行えていない。
37. 職員は、アフターケアを自立支援計画に位置づけていない。
38. アフターケアを自立支援計画に位置づけるためには、自立支援計画の様式を変えていく必要がある。
39. 「B」相談員は、自立支援計画の策定に関与している。
40. 自立支援計画は、職員がグループ内で話し合いながら策定している。
41. 各グループリーダーの方針で、「B」相談員の関わり方が異なっている。
42. 例えばあるグループは、退所した時点で「B」相談員にケースを引き継いでいる。
43. 例えばあるグループは、インケアからアフターケアまで全て引き受けているので、「B」相談員は関与していない。
44. 例えばあるグループは、中高生の段階から「B」相談員が関わることで、退所後も継続的に関わる事ができている。
45. 「B」相談員の在園生への関わり方は統一感がないため、どのような形にしたらよいのか検討中である。
46. 児童家庭支援センター「B」が始まった当初から、「B」相談員の在園生への関わり方についてグループリーダー間の議題に上がっていた。
47. 「B」相談員の関わり方は、組織運営の兼ね合いもある。
48. 「B」相談員が、中退しそうな高校生に関わろうとしても、関係性が取れていないので苦勞した。
49. 「B」相談員が、中退しそうな高校生にマンツーマンで勤務時間外も関係なく関わり続けることで、就職に結びついた。
50. 「B」相談員が、日常生活場面に入っていくことは重要である。
51. 日常生活の食事場面には、「B」相談員が必ず入っている。
52. 在園生が学校から帰園後の時間には、「B」相談員が必ず入っている。
53. 「B」相談員は、対象の在園生を決めて、夜間に話し合うこともある。
54. 「B」相談員は、日勤だが、夜間の勤務への変更もある。
55. 「B」相談員は、就職に結びつけるため、自衛隊のイベントに在園生を誘う等の個別対応を行っている。
56. 「B」相談員は、在園生と将来に向けての話をする機会も設けている。
57. 「B」相談員は、在園生との関係づくりを目的に日常生活場面に入っている。
58. 在園生には、職員以外にも多くの人に関わってもらった方がよい。
59. 在園生には、「B」相談員以外にも学校の先生にもお願いし勉強を見てもらっている。
60. 職員は、アルバイトから帰園してきた高校生と食事場面で必ず話をする時間をもっている。
61. 職員は、在園生と話し合いの場を持つことを心がけている。
62. 職員は、生活場面面接を台所で行うことが多い。
63. 職員は、生活場面面接を畏まって行わないように心がけている。
64. 職員は、生活場面面接を行うにあたり、その職員が要求する部屋に在園生を呼ばないように心がけている。
65. 職員は、生活場面面接を行うにあたり、在園生のいる所に出向くようにしている。
66. 職員は、ソーシャルワークにおいて、自身の意見が正しいという認識をもっていない。

67. 職員は、ソーシャルワークにおいて、在園生に合う相談相手を提案したりもする。
68. 職員は、進学や就職に関することは、関係機関につなげることもある。
69. 職員がソーシャルワークを行う姿勢として、「こんな人がいてね」という第三者の視点をベースに在園生と関わっている。
70. 職員は、ソーシャルワークにおいて、中高生に色々な考え方を知ってもらいたいので、考えを押しつけないようにしている。
71. 職員は、ソーシャルワークにおいて、情報提供をしても、在園生に決定はしてもらいたい。
72. 職員は、アフターケアにおいて、退園生が自身の赤ちゃんのことで困っていたら、知っている人につなげようとする。
73. 在園生には、なるべく多角的な視点で物事を見てもらいたい。
74. 職員は、ソーシャルワークにおいて、在園生が判断に困っていたら、判断できるような関わりをしていきたい。
75. 職員は、ソーシャルワークにおいて、第三者の存在をなるべく在園生に伝えようと思っている。
76. 職員が、思春期の中高生に何か言っても入りにくい。
77. 思春期の中高生には、同年代の子の話が入りやすい。
78. 職員は、「こうゆうことを言う子もいてね」と中高生に合う内容をなるべく考えている。
79. 職員が押しつけないようにすると、中高生と関係がとりやすい。
80. 職員が、思春期の中高生に対し自己中心的な話をすると入らず、反発される。
81. 職員が、リービングケアにおいて、在園生の駄目なところを叱る時もある必要である。
82. 職員は、第三者の話を入れる等情報提供の仕方を意識している。
83. 自立支援計画の様式をアフターケアまで捉えた形に変更していく必要がある。
<b>1段階目にまとめたラベル（17ラベル）</b>
1. 職員は、リービングケアとして、給料や社会とのつながりを目的に高校生にアルバイトを勧めている。(1.2ラベル)
2. 職員は、アルバイトに向けてなかなか動き出せない高校生に対し、その高校生に合ったアルバイト先を提案しながら一緒に動くようにしている。(3.4ラベル)
3. 職員は、アルバイト前後の高校生の表情を必ず確認し、様子を聞くようにしている。(6.7ラベル)
4. 職員は、高校生にアルバイトのことを話すことと聞くこととの比重として、9割以上は聞く姿勢を心がけている。(11.12ラベル)
5. 職員は、退園生が帰ってきたら、関係職員も招いての夕食や自宅で食事を振舞ったり、宿泊させている。(26.32ラベル)
6. 職員は、アフターケアとして、メールや電話を使い、職員同士が夫婦だと妻がメインで退園生に連絡を取っている。(28.29ラベル)
7. アフターケアの失敗例としては、職員が退園生と連絡を取り合っておらず、状況把握がしづらい。(33.34ラベル)
8. 自立支援計画にアフターケアを位置づけるためには、自立支援計画の様式を新しく作り変えていく必要がある。(38.83ラベル)
9. 「B」相談員の在園生への関わり方は統一感がないため検討中であるが、設立当初からグループリーダー間の議題に上がっていた。(45.46ラベル)
10. 「B」相談員は、課題のある高校生に対して勤務時間以外（夜間）にも関わり支援している。(49.53.54ラベル)
11. 「B」相談員は、日常生活場面において、在園生と将来に向けての話もしている。(50.56ラベル)



12. 「B」相談員は、在園生との関係づくりを目的に、日常生活場面における学校から帰園後の時間や夕食の時間に必ず入っている。(51.52.57 ラベル)
13. 職員は、台所など、在園生のいる所で畏まらず生活場面面接を行うようにしている。(62.63.65 ラベル)
14. 職員は、ソーシャルワークにおいて、在園生の状況に応じ、第三者が話してくれた内容を伝えている。(69.75.78.82 ラベル)
15. 職員は、ソーシャルワークにおいて、中高生に色々な考え方を知ってほしいと考えており、職員の考えを押しつけないようにすると関係がとりやすい。(70.79 ラベル)
16. 職員が、在園生が困った時にその在園生が判断できるような情報提供を行うこともソーシャルワークである。(71.74 ラベル)
17. 職員が、思春期の中高生に自己中心的な話をしても反発される。(76.80 ラベル)
<b>2段階目にまとまったラベル (19 ラベル)</b>
1. 職員は、アルバイトに気持ちが向かない高校生に対して、アルバイトを一緒に探したり、アルバイト先を提案している。(20 ラベルと 2 ラベル <1段階目>)
2. 職員は、高校生がアルバイトをするとその疑問に答え、働き方を教えている。(5.9 ラベル)
3. 職員は、食事の時などを使って、アルバイトから帰ってきた高校生の表情を確認し、状況を聞いている。(60 ラベルと 3 ラベル <1段階目>)
4. 職員は、高校生がするアルバイトの話なるべく否定せず、9割以上は聞きながら受け止めている。(10 ラベルと 4 ラベル <1段階目>)
5. 職員は、ハローワークで高校生と一緒にアルバイトを探したりするが、職員の知り合いがいる所を勧め、アルバイト中の様子を聞くこともある。(13.21 ラベル)
6. 職員は、リービングケアとして、在園生が県外に出る時に一緒に引っ越しをしたり、一品だけでも料理を教えている。(17.27 ラベル)
7. 職員は、ソーシャルワークにおいて、職員の考えを押しつけないようにすると中高生とは関係がとりやすい。(18 ラベルと 15 ラベル <1段階目>)
8. 「B」相談員は、あるグループの在園生のアルバイト探しや進学、就職の支援から退所後の関わりまで行っている。(23.44 ラベル)
9. 自立支援計画は、職員がグループ内で話し合いながら、アルバイトや進路についても記載している。(24.40 ラベル)
10. 職員は、アフターケアとして、20歳までの誕生日に手紙つきのプレゼントを送ったり、退園生が帰ってきたら自宅で食事や宿泊をさせている。(25 ラベルと 5 ラベル <1段階目>)
11. 職員は、物理的な距離もあり連絡を取り合っていない退園生に対しては状況把握ができておらず、アフターケアが行えていない。(31.36 ラベルと 7 ラベル <1段階目>)
12. 職員は、アフターケアを自立支援計画に位置づけていないため、それを加えた形の新しい様式の自立支援計画が必要である。(37 ラベルと 8 ラベル <1段階目>)
13. 「B」相談員は、あるグループには退所後から退園生に関わるが、あるグループには全く関与していない。(42.43 ラベル)
14. 「B」相談員の在園生への関わり方は統一感がなく、組織運営のあり方にも関係している。(47 ラベルと 9 ラベル <1段階目>)
15. 「B」相談員は、在園生との関係づくりのため、学校から帰園後や夕食などの日常生活場面に必ず入り、在園生と将来の話もしている。(11.12 ラベル <1段階目>)
16. 職員だけでなく、「B」相談員も進学や就職のため、様々な機関とつながって個別対応を行っている。(55.68 ラベル)
17. 職員は、在園生が多角的な視点で物事を見てほしいため、職員以外の多くの人に関わってほしいと考えている。(58.73 ラベル)

18. 職員は、相談室以外の在園生が気楽な場所で生活場面面接を行っている。(64 ラベルと 13 ラベル 〈1 段階目〉)
19. 職員は、ソーシャルワークとして、在園生が困った時に、その在園生が判断できるような情報提供や相談相手を提案している。(67 ラベルと 16 ラベル 〈1 段階目〉)
<b>3 段階目にまとまったラベル (17 ラベル)</b>
1. 職員は、リーディングケアとして、高校生にアルバイトを勧め、履歴書の志望動機を考えてもらっている。(22 ラベルと 1 ラベル 〈1 段階目〉)
2. 職員は、アルバイトに向けてなかなか動き出せない高校生に対しても、一緒にハローワークに行ったり、職員の知り合いのいる所を勧めたりしている。(15 ラベル 〈2 段階目〉)
3. 職員は、高校生がアルバイトをするとその疑問に答え、理想と現実の働き方の違いを教えている。(8 ラベルと 2 ラベル 〈2 段階目〉)
4. 職員は、食事の時などを使って、アルバイトから帰ってきた高校生の話をなるべく否定せずに十分に聞いて受け止めている。(34 ラベル 〈2 段階目〉)
5. 職員は、リーディングケアにおいて、在園生の駄目なところを叱ることも必要であり、在園生の言い分を鵜呑みにし失敗も経験している。(14.81 ラベル)
6. 職員は、リーディングケアとして、自身の親にしてもらったことを在園生にもしてあげたいため、一緒に引っ越しをしたり、一品だけでも料理を教えている。(16 ラベルと 6 ラベル 〈2 段階目〉)
7. 職員は、ソーシャルワークにおいて、職員の思いや考えを前面に出さないように中高生と話をすると反発されず関係がとりやすい。(17 ラベル 〈1 段階目〉)と 7 ラベル 〈2 段階目〉)
8. 「B」相談員は、あるグループには在園生のアルバイト探しや進路、退所後の関わりまで行うが、あるグループには全く関与していない。(8.13 ラベル 〈2 段階目〉)
9. 職員は、グループや「B」相談員と話し合いながら、アルバイトや進路についても記載された自立支援計画を策定している。(39 ラベルと 9 ラベル 〈2 段階目〉)
10. 職員は、アフターケアとして、退園生にメールや電話をしているが、20 歳までは定期的なプレゼントを送ったり、自宅で食事や宿泊もさせている。(6 ラベル 〈1 段階目〉)と 10 ラベル 〈2 段階目〉)
11. 職員は、音信不通の退園生へのアフターケアを行えていないため、事前にアフターケアの担当者を決めておいた方がよい。(35 ラベルと 11 ラベル 〈2 段階目〉)
12. 「B」相談員の各グループへの関わり方は、各グループリーダーの考え方によって異なるため、組織運営のあり方も関係している。(41 ラベルと 14 ラベル 〈2 段階目〉)
13. 「B」相談員は、課題のある高校生に勤務時間以外(夜間)にも支援するが、関係性がとれていないと苦労している。(48 ラベルと 10 ラベル 〈1 段階目〉)
14. 職員は、在園生に多角的な視点をもってほしいため、職員以外にも「B」相談員や学校の先生など多くの人に関わってもらっている。(59 ラベルと 17 ラベル 〈2 段階目〉)
15. 職員は、在園生と話し合いの場を持つことを意識しており、相談室以外の気楽な場所で生活場面面接を行っている。(61 ラベルと 18 ラベル 〈2 段階目〉)
16. 職員は、ソーシャルワークにおいて、自身の話だけが正しいとの認識はなく、在園生の状況に応じ、第三者が話してくれた内容も伝えている。(66 ラベルと 14 ラベル 〈1 段階目〉)
17. 職員は、ソーシャルワークとして、在園生や退園生が困っていたら判断材料としての情報提供や知り合いを紹介している。(72 ラベルと 19 ラベル 〈2 段階目〉)
<b>4 段階目にまとまったラベル (8 ラベル)</b>
1. 職員は、リーディングケアとして、高校生には履歴書を書くことやハローワークへの同行、職員の知人の店の紹介等をしながらアルバイトを勧めている。(1.2 ラベル 〈3 段階目〉)
2. 職員は、アルバイトをしている高校生の悩みを日常生活場面で聞いて受け止めた上で助言をしている。(3.4 ラベル 〈3 段階目〉)




3. 職員は、リーディングケアにおいて、自身の親にしてもらったことを念頭に置いて様々な支援をするが、在園生の言い分をただ鵜呑みにするのではなく、駄目な点を叱ることも必要である。(5.6 ラベル 〈3段階目〉)
4. 職員は、ソーシャルワークにおいて、中高生に対し職員の思いや考えを前面に出さず、工夫しながら関係を築いている。(7.7 ラベルと 7 ラベル 〈3段階目〉)
5. 「B」相談員は、各グループリーダーの考え方によって、在園生に進路の話やアフターケアを行う場合もある。(8.12 ラベル 〈3段階目〉)
6. 職員は、「B」相談員と話し合い、協力しながら自立支援計画を策定し、それに記載された在園生の進路の実現に向けた個別対応をしている。(1.6 ラベル 〈2段階目〉と 9 ラベル 〈3段階目〉)
7. 「B」相談員は、各グループの日常生活場面に入り、在園生と進路の話もし、課題のある在園生に夜間でも支援を行っている。(1.5 ラベル 〈2段階目〉と 13 ラベル 〈3段階目〉)
8. 職員は、ソーシャルワークにおいて、在園生に多角的な視点をもってほしいため、第三者の話を伝えたり、「B」相談員や学校の先生等に関わってもらっている。(14.16 ラベル 〈3段階目〉)
<b>5 段階目にまとまったラベル (6 ラベル)</b>
1. 職員は、在園生と話し合いの場を持つことを意識しており、生活場面面接として、アルバイトをしている高校生の疑問や悩みを受け止めながら助言をしている。(2 ラベル 〈4段階目〉と 15 ラベル 〈3段階目〉)
2. 職員は、リーディングケアにおいて、自身の親にしてもらったことを念頭に様々な支援をするが、在園生の駄目な点を叱ることも必要だと考え、例え失敗しても次の成功に生かせるように努力している。(1.5 ラベルと 3 ラベル 〈4段階目〉)
3. 職員は、ソーシャルワークにおいて、職員の思いや考えを前面に出さずに中高生と工夫しながら関係を築いており、途中入所の在園生(中学3年生や高校生)に対しても同様に関係を築きながら進路の話をしている。(1.9 ラベルと 4 ラベル 〈4段階目〉)
4. 「B」相談員は、各グループの日常生活場面に入り、在園生と進路の話をしたり、課題のある在園生への支援やアフターケアを行っているが、各グループリーダーの考え方によって関与の仕方が異なっている。(5.7 ラベル 〈4段階目〉)
5. 職員は、音信不通の退園生へのアフターケアが行えておらず、退園生と連絡を取り合っても実際は仕事を辞めていたという失敗例もある。(3.0 ラベルと 11 ラベル 〈3段階目〉)
6. 職員は、ソーシャルワークにおいて、在園生や退園生が困った時に判断できるような情報提供や相談相手の提案を行い、在園生に対して第三者の話を伝えたり、「B」相談員や学校の先生等にも関わってもらっている。(1.7 ラベル 〈3段階目〉と 8 ラベル 〈4段階目〉)
<b>6 段階目にまとまったラベル (4 ラベル)</b>
1. 職員は、リーディングケアとして、高校生に履歴書の作成やアルバイトを勧めたり、自身の親にしてもらったことを念頭に様々な支援を行うが、在園生の駄目な点を叱ることも必要だと考え、例え失敗しても次の成功に生かせるように努力している。(1 ラベル 〈4段階目〉と 2 ラベル 〈5段階目〉)
2. 職員は、ソーシャルワークにおいて、自身の思いや考えを前面に出さないように工夫しながら中高生と関係を築いており、在園生が困った時に情報提供や第三者の話を伝え、「B」相談員等にも関わってもらっている。(3.6 ラベル 〈5段階目〉)
3. 職員は、「B」相談員と協議しながら自立支援計画を策定し、在園生の進路の実現に向けた個別対応を行うものの、その計画にアフターケアを位置づけていないため、新様式の計画の必要性を認識している。(1.2 ラベル 〈2段階目〉と 6 ラベル 〈4段階目〉)
4. 職員は、退園生に対して、メールや電話、食事や宿泊等のアフターケアを行っているが、音信不通の退園生には、それらの取り組みを行えておらず、連絡を取り合っても実際は仕事を辞めていたという失敗例も経験している。(1.0 ラベル 〈3段階目〉と 5 ラベル 〈5段階目〉)

## 4. 図解部分の簡単な考察

### (1) インデックス図解

以上の A 施設の調査結果をインデックス図解として図 2 に示す（青文字が 5 段階目でまとまったラベルで、緑文字が 6 段階目にまとまったラベル）。これ以上大グループを作ると空間配置（インデックス図解）するのが困難な状態になるまで作業を行った結果、大きく 6 つの島（大グループ）に分類することができた。

シンボルマーク（島の訴える内容を、視覚的に、そして感性や直感的理解に訴えるようにシンボル化されたもの）は、四角枠で囲んだ黒文字で示しており、主な島についてのみ入れるのが一般的であり、6 つの島に応じて 6 つ作成している。シンボルマークについては、それぞれの島のラベルを一つひとつ読み込むことで、例えば「リービングケア」の場合は、高校生に対するアルバイトの取り組み等、リービングケアの具体的な内容のラベルが多く、「アフターケア」の場合は、退園生に対するメールや電話連絡等、アフターケアの具体的な内容のラベルが多かったので、そう命名している。

なお、図解に示されている関係線は、が「深い関係」、が「因果関係、発生、大小、上下、授受、序列関係」、が、「一方向の事柄から支えられている関係」を示している。

始めに、図解を関係線に沿って説明する。A 施設での「ソーシャルワーク」と「生活場面面接」は深い関係があり、担当職員は生活場面面接を行いながら、中高生に対してソーシャルワークを展開している。それらの取り組みは、担当職員が策定する「自立支援計画」に位置付けられており、「リービングケア」から「アフターケア」に至る実践を支えている。また、「児童家庭支援センター」も、アフターケアにおいて、深く関与している。

### (2) インデックス図解の説明

次に、インデックス図解に基づき簡単に説明する。A 施設では、担当職員がソーシャルワークにおいて、自身の思いや考えを前面に出さないように工夫しながら中高生と信頼関係を築いている。また、担当職員は、ソーシャルワークとして、在園生が困った時に情報提供や第三者の話を伝えており、児童家庭支援センター「B」の相談員（以下、「B」相談員）等にも関わってもらっている。

そして、担当職員は、在園生と話し合いの場を持つことを意識し、生活場面面接として、アルバイトをしている高校生の疑問や悩みを受けとめながら助言をしている。その上で、担当職員は、「B」相談員と協議しながら自立支援計画を策定し、在園生の進路の実現に向けた個別対応を行っている。

また、当該施設での自立支援計画にアフターケアが位置づけられていないため、新様式の計画の必要性を認識している。さらに、担当職員は、リービングケアとして、高校生に対しては、履歴書の作成やアルバイトを勧めたりしている。加えて、担当職員は、自身の親にしてもらったことを念頭に様々な支援を行っている。その過程では、在園生の駄目な点を叱ることも必要だと考え、在園生が失敗し

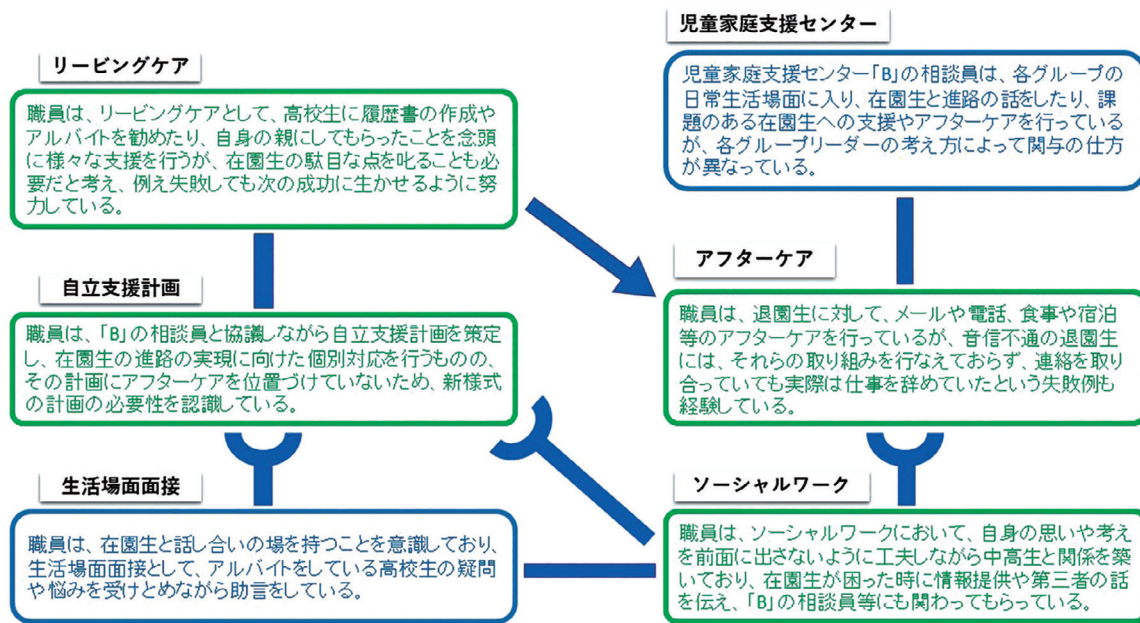


図2 A施設のインデックス図解

出所) 宮崎正宇 (2019)「児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する研究：レジデンシャル・ソーシャルワークを中心に」高知県立大学大学院人間生活学研究科博士論文 (未公刊)、34 頁の図を筆者が一部修正して作成

ても次の成功に生かせるように努力もしている。

もちろん担当職員は、退園生に対しても、退所後の生活が大きく崩れないようにメールや電話、食事や宿泊等のアフターケアを行うなどの手立てをそれなりに講じてはいるが、音信不通の退園生には、それらの取り組みを行えておらず、連絡を取り合っていないにもかかわらず実際は仕事を辞めていたという失敗例も経験している。児童養護施設界全体の大きな課題はこの施設でも共通である。

A 施設のアフターケアでの大きな特徴は、児童家庭支援センター「B」の関与である。「B」相談員は、通常業務の地域支援に加えて、各グループの日常生活場面に入り、在園生に進路の話をし、課題のある在園生への支援やアフターケアを行っている。各グループリーダーの考え方によって関与の仕方は異なっているが、ここでのアフターケアに関しての最も重要なポイントは、A 施設では、結果的に担当職員が「B」相談員と協議しながら長期的な「自立支援計画」を策定しているということにある。つまり A 施設では、子どもの進路の実現に向けて、不十分ではあるが担当職員任せでない組織的な支援が行われていると考えられることである。その具体的な方法は、在園中に当該児童の意向を汲み取った自立支援計画を策定することであり、児童自身が自立に向けた目標を自分自身のこととして受け止めて主体的に行動することが期待されている。こうした試みは「子どもの権利」を確立する意味では当然のこととされなければならないことであるが、極めて重要なことであることは付言するまでもないことである。

## 5. 終わりに—今後のアフターケアのあり方に関連して—

以上、不十分ではあるが児童養護施設の現状を分析し、今後のアフターケアのあり方を考察した時、筆者は次の4点が重要と考えている。

第1には、施設職員には、もちろん必要に応じてであるが、在園生に対して、18歳で高校卒業時に措置解除せず20歳まで在籍可能な「措置延長制度」<sup>5)</sup>を活用することで継続的な自立支援を行っていく視点が求められている。当然のことであるが、施設職員には、措置延長が終了し措置解除となる20歳以降であっても、在園中の課題が解決されていなければ、退所後も電話連絡や家庭訪問等を通してフォローアップを行っていくことが必要である。その意味でも、「B」相談員が、各グループリーダーの考え方によって関与の仕方が異なるという制約があるものの、各グループの日常生活場面に入り、リービングケアからアフターケアに至るまで一貫した支援を行っていることは、自立を考える上で有効であると思われる。

第2に、制度的、組織的なあり方としては、「アフターケア担当職員」<sup>6)</sup>の必置や自立支援計画にアフターケアを位置づけることが必要である。従来の自立支援計画は、インケアが中心の個別計画であるため、措置解除後のアフターケアまで範疇に入れていない施設が多いのが現状である。しかしながら、A施設が問題提起しているように、現代の児童養護施設に求められているものには、自立支援計画にアフターケアの項目を加えることで、「アフターケア担当職員」だけでなく、全職員によるアフターケアの共通基盤を整えておく必要性を意識化することがある。

具体的には、伊藤（2016：27-28）も自立支援計画を策定する中で、「『卒業就職・措置解除ケース』になる可能性が高いと判断できる場合は、例えばアフターケアしやすいように施設近くに居住できるような就職・生活条件を整えていくとか、一人暮らしに必要な公的手続きについて計画的に指導していく等の援助を計画の中に盛り込む等、アフターケアにつながるインケア計画が必要」と捉えている。

また第3には、地域の関係機関とのネットワーク形成と関係機関につなぐ役割も施設職員にとって重要である。つまり、リービングケアにおいては、児童養護施設を中心とした地域の関係機関やボランティア等によるネットワーク形成とその活用が求められているが、アフターケアにおいては、退園生の居住地を中心とした地域の関係機関やボランティア等によるネットワーク形成とその重層的な活用が求められていることと言えるのである。

繰り返しになるが、児童養護施設におけるアフターケアにおいては、リービングケアで積み残された課題によって、退所後の生活が大きく崩れないように手立てを講ずる必要があるのは当然のことである。具体的には、A児童養護施設の児童家庭支援センターの取り組みのように、児童家庭支援センターが、リービングケアの段階から、在園生に積極的に関与することが重要である。

さらに加えて、第4にはアフターケアを単独の施設だけで実施することは現実問題として不可能な

ため、退所前から意識的に社会資源<sup>7)</sup>を活用し、退所後も（退所者で作る）当事者団体<sup>8)</sup>と積極的に接点を持つことも意味がある。その意味はアフターケアにととどまらず、施設が当事者団体とつながることによって、当事者にしか分からないこと、担当職員には打ち明けられない悩み等をできるだけ多く拾い上げることができれば、リービングケアに反映することが可能となり、何かあった時にも当事者の視点で的確に対処することが可能となるからである。

以上のような施策により、従来の担当職員のボランティア精神やその力に頼っていた私的なアフターケアから、安定的かつ継続的に退園生を支援できる組織的なアフターケアへと転換させていく契機となると考えられる。もちろん、これら施策の基本視点は、入所時点からアフターケアまでの切れ目のない支援を、地域福祉、すなわち地域の人たちとのつながりの中でどう展開していくかということにある。そのためにもあらためて開かれた施設づくりが基本理念として問われているのである。

## 注

- 1) 櫻井（2016）は、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークの要素を「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」とに整理している。換言すれば、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークは、「自立支援計画」と「ネットワーク」という2つの要素に深く関わり、それらを統合しながら児童とその家族の問題解決を長期的に図る過程であるといえる。それらの2つの要素は、施設における児童の自立支援過程においても共通であり、密接かつ長期的に関連していると考えられる。
- 2) アフターケアの重要な社会資源として、「児童自立生活援助事業」があげられる。本事業は、義務教育を終了し、何らかの理由で家庭や施設にいられなくなり、働かざるを得なくなった児童に対して、「自立援助ホーム」で相談や日常生活上の援助、生活指導を行っている。自立援助ホームは、原則として15歳から20歳までが入所対象であるが、児童福祉法改正により、2017（平成29）年から、22歳の年度末までの間にある大学等就学の者も入所対象として追加されている。2019（令和元）年10月1日現在、全国で193箇所設置されているが、アフターケアの現状を考えると、施設数が圧倒的に不足しており、大きな課題である。
- 3) 「退所児童等アフターケア事業」は、国の補助事業として、2010（平成22）年度から開始されているものである。主な支援内容としては、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援している。また、退園生同士が意見交換や情報交換ができるような居場所の提供を行っている。
- 4) A施設は、2013（平成25）年3月に厚生労働省が編集した「施設の小規模化等事例集」に取り上げられている。
- 5) 措置延長後の社会資源として、都道府県や指定都市等における「社会的養護自立支援事業」の活用があげられる。「社会的養護自立支援事業」とは、2016（平成28）年の改正児童福祉法において、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業である。具体的には、①支援コーディネーターによる継続支援計画の策定、②居住支援、③生活費の支給、④生活相談、を実施できるようになった。
- 6) 東京都は、全国に先駆け、2012（平成24）年度から、自立支援強化事業の実施に伴い、「自立支援コーディ

ネーター」を児童養護施設に配置している。その背景として、東京都の児童養護施設等退所者へのアンケート調査の結果報告（2011年）を受け、改めて自立支援とアフターケアのより一層の充実が求められたことがある。また、高知県では、2016（平成28）年度から「入所児童自立支援等事業」を行っている。本事業は、児童の施設退所後の自立を見据えた総合的な支援を目的として、児童の進路指導に関する施設職員への助言や学校等との連絡・調整、就労に関する関係機関との連携を行う「自立支援職員」を配置するものである。詳細は、宮崎（2019）を参照。

- 7) 例えば、社会資源として、2016（平成28）年には、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」が創設されている。この事業は、児童養護施設等からの退所後の円滑な自立を支援することを目的に、退所者が進学または就職し、保護者等から経済的支援が困難な場合、生活支援費や家賃支援費として貸付が受けられる内容となっている。なお、この貸付は5年間の就業継続を満たすと返還免除となる。
- 8) 永野（2017：205）によると、日本における社会的養護の当事者団体による活動の歴史は浅く、2001（平成13）年に大阪で誕生したCVV（Children's Views And Voices）に始まっている。2015（平成27）年現在、全国に約10の団体があるものの、受け皿としては非常に少ないといえる。

## 文献

- 伊藤嘉余子（2016）「児童養護施設におけるアフターケアの課題：退所理由に焦点をあてて」『社会問題研究』65, 17-29.
- Goodman, R.（2000）Childeren of the Japanese Stat: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan,Oxford University Press.（= 2006、津崎哲雄訳『日本の児童養護：児童養護学への招待』明石書店）.
- 橋本達昌（2017）「児童家庭センターの役割と将来展望：主に法制度上の制度設計とその変容に着目して」『自治総研』459, 80-96.
- 川喜田二郎（1986）『KJ法：混沌をして語らしめる』中央公論社.
- 厚生労働省（2013）「施設の小規模化等事例集」（[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/working5.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf)）（2021年4月17日閲覧）.
- 厚生労働省（2009）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0531-16c.pdf>）（2021年4月17日閲覧）.
- 厚生労働省（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）（2021年4月17日閲覧）.
- 厚生労働省（2020）「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>）（2021年4月17日閲覧）.
- 厚生省（1998）「児童家庭支援センターの設置運営等について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000800586.pdf>）（2021年8月23日閲覧）.
- 三井UFJリサーチ&コンサルティング（2021）「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000589263.pdf>）（2021年8月23日閲覧）.
- 宮崎正宇（2019）「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク：自立支援職員の業務内容との関連において」『文教大学生生活科学研究』41, 77-82.



- 宮崎正字（2019）「児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する研究：レジデンシャル・ソーシャルワークを中心に」高知県立大学大学院人間生活学研究科博士論文（未公刊）.
- 武藤素明（2012）「第1章 社会的養護の下を巣立った子どもたちの自立」武藤素明編著『施設・里親から巣立った子どもたちの自立：社会的養護の今』福村出版.
- 永野咲・有村大士（2014）「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション：二次分析による仮説生成と一次データからの示唆」『社会福祉学』54（4），28-40.
- 永野咲（2017）『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」：選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』明石書店.
- 櫻井慶一（2016）「『保育ソーシャルワーク』の成立とその展望：『気になる子』等への支援に関連して」『文教大学生生活科学研究』38，31-41.